

平成31年 3月14日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

平成31年度第1回医学部附属病院放射線診療従事者等  
の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、例年新規の登録者には別途「安全取扱」の受講を必須としておりましたが、今年度より教育訓練に安全取扱の内容を含めて実施することとしますので、新規の方も継続の方も、以下の日程で実施する教育訓練を必ず受講してください。

ただし、放射線治療部門や核医学検査部門など、専門的な知識が必要とされる部署においては、別途、安全取扱の案内をさせていただきます。今後の通知にご留意願います。

記

（教育訓練）

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響(30分) 放射線部 副部長（准教授） 田中 壽	平成31年4月17日（水） 17：30～19：30・A講堂
2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令(60分) 放射線部 講師 巽 光朗	平成31年5月14日（火） 17：30～19：30・E講堂
3. 放射線障害予防規程等(30分) 医療技術部 主任放射線技師 近藤 淳史	平成31年5月16日（木） 14：00～16：00・A講堂 17：30～19：30・A講堂
	※上記いずれかの日程を受講してください。

### (教育訓練年間実施予定について)

今年度の放射線診療従事者等の教育訓練は、第1回を含めて年2回実施する予定です。

既にガラスバッジが発行されている方については、年度ごとに1度、教育訓練(安全取扱を除く)を受講することが義務づけられています。

つきましては、以下の年間実施予定を参考に、必ず受講するようにしてください。

詳細については、決定次第改めて通知いたします。

今年度開催分を受講しない場合は、来年度のガラスバッジ発行を停止し、放射線診療に従事できなくなりますので、なるべく早い段階で受講し、受講漏れのないようにしてください。

○平成31年度教育訓練年間実施予定

第2回 10月中旬頃

第3回 1月中旬頃

### 【参 考】

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第5条第2項(一部抜粋)

放射線診療従事者等は、**初めて放射線診療施設に立ち入る前及び立ち入った後は1年を超えない期間ごと**に、病院長が行う次の表に示す項目及び時間数以上の放射線障害防止に必要な教育及び訓練を受けなければならない。ただし、これら項目の一部又は全部について十分な知識及び技術を有すると安全委員会に認められた者は、当該項目についての教育及び訓練を免除されることがある。

項 目	時 間 数	
	管理区域に立ち入る者	管理区域に立ち入らない者
(1) 放射線の人体に与える影響	30分	30分
(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分
(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
(4) 放射線障害予防規程等	30分	30分

\*継続者については上記の項目について、十分な知識と技能を有すると認め、安全取扱の受講を免除する。

令和元年7月8日

放射線診療従事者等 各位

病 院 長

令和元年度第2回医学部附属病院放射線診療従事者等  
の教育訓練の実施について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、下記のとおり教育訓練を実施しますので、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」という。）は、必ず受講してください。

なお、例年新規の登録者には別途「安全取扱」の受講を必須としておりましたが、今年度より教育訓練に安全取扱の内容を含めて実施することとしますので、新規の方も継続の方も以下の日程で実施する教育訓練を必ず受講してください。

ただし、放射線治療部門や核医学検査部門など、専門的な知識が必要とされる部署においては、別途、安全取扱の案内をさせていただきます。今後の通知にご留意願います。

記

（教育訓練） ※4月実施第1回講習会のVTR講習にて実施

実施項目	日時・場所
1. 放射線の人体に与える影響 放射線部 元副部長 田中 壽	日時：令和元年10月7日（月） 1) 14:00～16:00 2) 17:30～19:30
2. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 放射線部 副部長 巽 光朗	
3. 放射線障害予防規程等 医療技術部 主任診療放射線技師 近藤淳史	場所：医学部講義棟 1階 A講堂
※上記3項目はすべての従事者が受講必要です。	

**(教育訓練年間実施予定について)**

今年度の放射線診療従事者等の教育訓練は、第1回を含めて年2回実施する予定です。

既にガラスバッジが発行されている方については、年度ごとに1度、教育訓練（安全取扱を除く）を受講することが義務づけられていますので、必ず受講するようにしてください。

詳細については、決定次第改めて通知いたします。

今年度開催分を受講しない場合は、来年度のガラスバッジ発行を停止し、放射線診療に従事できなくなりますので、なるべく早い段階で受講し、受講漏れのないようにしてください。

**【参 考】**

大阪大学医学部附属病院放射線障害予防規程第5条第2項（一部抜粋）

放射線診療従事者等は、**初めて放射線診療施設に立ち入る前及び立ち入った後は1年を超えない期間ごと**に、病院長が行う次の表に示す項目及び時間数以上の放射線障害防止に必要な教育及び訓練を受けなければならない。ただし、これら項目の一部又は全部について十分な知識及び技術を有すると安全委員会に認められた者は、当該項目についての教育及び訓練を免除されることがある。

項 目	時 間 数	
	管理区域に立ち入る者	管理区域に立ち入らない者
(1) 放射線の人体に与える影響	30分	30分
(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分
(3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
(4) 放射線障害予防規程等	30分	30分

\*継続者については上記の項目について十分な知識と技能を有すると認め、安全取扱の受講を免除する。

令和2年2月14日

各診療科長 殿  
各中央診療施設長 殿

病 院 長

平成31年度（令和元年度）放射線診療従事等の教育訓練  
未受講者に対する措置について（通知）

このことについて、医学部附属病院放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、放射性同位元素等及びエックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する方（以下「放射線診療従事者等」）は、受講が義務付けられております。

平成31年度（令和元年度）は、4月、5月、10月に実施しましたが、現時点で未受講者が散見される状況です。未受講者に対する措置として、従前は特別に講習会を実施しておりましたが、今年度は試行的にeラーニングで代替することとしました。

つきましては、別添の未受講者に対して、2月17日（月）～3月13日（金）までにeラーニングにより講習を受講するようご指示願います。期日までに受講いただけない場合は、次年度のガラスバッジを発行できないか可能性がございます。

【補足】

eラーニングによる受講には電子カルテIDと対応した端末（電子カルテ端末及び病院か医学部内のODINS端末）が必要となります。具体的な受講方法については、別紙マニュアルをご参照ください。

eラーニングのタイトルは以下のとおりで、3つの項目に分かれていますので、すべて受講してください。

放射線診療従事者等の教育訓練

- ・放射線の人体に与える影響
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令
- ・放射線障害予防規程等

なお、システム上の都合で、eラーニングのタブではなく、院内講習会のタブに格納されておりますので、申し添えます。